

平成29年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 平成29年 3月31日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午後 0時 5分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一

同職務代理者 日高 芳一

委 員 齋藤 初夫

委 員 塚 本 亨

委 員 天宮 久嘉

委 員 大里 豊子

議場出席委員

- | | | | |
|-------------|-------|-----------|-------|
| ・教育次長 | 坂井 保義 | ・学校教育担当部長 | 平沢 安正 |
| ・庶務課長 | 杉立 敏也 | ・学校施設課長 | 青木 克史 |
| ・学校施設整備担当課長 | 長南 幸紀 | ・学務課長 | 鈴木 雄祐 |
| ・指導室長 | 中川 久亨 | ・統括指導主事 | 加藤 憲司 |
| ・統括指導主事 | 塩尻 浩 | ・地域教育課長 | 山崎 淳 |
| ・生涯学習課長 | 小曾根 豊 | ・生涯スポーツ課長 | 倉地 儀雄 |
| ・中央図書館長 | 鈴木 誠 | | |

書 記

- ・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 日高 芳一 委員 齋藤 初夫

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 11時00分

○教育長 おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。本日の議事録の署名は私に加えて日高委員と齋藤委員にお願いしたいと思います。

それでは議事に入ります。本日の議事は議案が14件、報告事項3件、その他3件ということになっております。それでは最初に議案第11号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」について説明願います。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第11号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」でございます。提案理由でございますけれども、非常勤職員の報酬の額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので本案を提出するものでございます。

それでは1ページおめくりいただきまして新旧対照表をごらんください。新旧対照表の1ページでございます。報酬の額を規定している第2条は、別表第1に定める基本額に当該各号に定める額を加算した額とするという形で、第2項につきましては加算額を定めている規定でございます。その第3項として新たに規定を加えるものでございます。「前2項に定めるもののほか、災害時において教育委員会が別に定める日又は時間に勤務をした場合における当該勤務に係る報酬の額は、労働基準法第37条の趣旨を踏まえ、教育委員が別に定める」ものでございます。今までは正規の職員等で災害に対応することを前提としていたものでございますけれども、今般専門非常勤につきましても状況によっては働く機会を設ける必要があることから報酬の定める額の規定を設けるものでございます。

ページをおめくりください。2ページ目でございます。こちら別表1の改正でございます。この別表第1につきましては非常勤職員の名称とそれぞれ報酬額を定めているものでございます。まず新たに非常勤の職を新設するものとして2ページ目の真ん中辺りをごらんください。教員研修担当指導員でございます。こちらにつきましては報酬の額が月額18万4,500円となります。また3ページをごらんください。新設の不登校対策支援員でございます。月額18万4,500円。その下に、施設開放調整員がございます。こちらにつきましてはそれぞれ報酬額、時間額を定めるものでございます。その他下線部を引いてあるものにつきましては報酬の月額を改正するものでございます。

また、この別表の第1の備考としまして休日の定義を置かせていただきます。これは新たに先ほどご説明いたしました施設開放調整員に、休日という言葉が出てくるものから定義を置くものでございます。さらに別表第3でございます。こちらの別表3につきましては通勤に必要な運賃等に相当する額を支払われる専門員を定めるものでございますが、先ほど新設いたしま

した教員研修担当指導員、それから不登校対策支援員、施設開放調整員をそれぞれ規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について何かご質問はございますか。

それではお諮りいたします。議案第 11 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 11 号を原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 12 号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」、それから議案第 13 号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」、議案第 14 号「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」、そして議案第 15 号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」一括して上程いたします。説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 私のほうから議案第 12 号から第 15 号まで一括して説明させていただきます。

まず初めに議案の第 12 号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」でございます。提案理由でございます。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い介護時間に関する規定を設ける必要があるので本案を提出するものでございます。2 枚おめくりいただきまして新旧対照表をごらんください。改正案でございます。別表第 1、まず 1 ページからご説明いたします。教育長の専決事案の甲の部分と課長専決事案の部分、教育長専決事案については 2 ページのほうにまたがってございますけれども、課長については 1 ページ目でございます。今までの介護休暇に加えて新たに介護時間という制度を設けることから、こちらの専決事案に追加するものでございます。

議案第 12 号の説明については以上でございます。

それから今後、13、14、15 各号については提案理由等重なっている部分がございますので、そちらについての説明は省略させていただきます。初めに議案第 13 号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」でございます。こちら 2 枚おめくりいただきまして新旧対照表をごらんください。こちらは校長の決裁事案と副校長の専決事案に新たに介護時間を加える改正を行うものでございます。

続きまして議案の 14 号をごらんください。「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」でございます。こちら 2 枚おめくりください。新旧対照表でございます。こちらは館長の専決事項に新たに介護時間を加えるものでございます。

続きまして議案の第 15 号をごらんください。「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」でございます。こちら 2 枚おめくりいただきまして、まず館長の専決事項第 6 条の 2 項第 2

号でございます。こちらも新たに介護時間を専決事項に加えるものでございます。

それぞれ施行期日については29年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 それでは議案第12号について何かご質問はございますか。

よろしければお諮りします。議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第13号について何かございますか。

それではお諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第14号について何かご質問ございますか。

それではお諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決といたします。

議案第15号についてご質問ございますか。

それではお諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決といたします。

それでは議案第16号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは議案第16号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行され、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正することに伴い、幼稚園勤務職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則も改正するものでございます。それでは資料を5枚おめくりいただきまして、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

まず、1ページの第5条の2、休憩時間について法改正により対象となる子の範囲が拡大され、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えます。また第2号の日常生活を営むことに支障がある者を要介護者に改めます。

次に第8条、育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限についてです。子の範囲の拡大に伴い所要の改正を行います。また幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例で、教育委員規則で定めるものと規定されているものについて、第1項で養育里親として児童相談所から委託された子と規定しています。

次に4ページの第8条の2、育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限について、子の範囲が拡大されたことによる所要の改正を行います。また要介護者の介護を行う職員に準用するため所要の改正を行います。

5ページの第22条、育児時間について、子の範囲が拡大されたことによる所要の改正を行います。

次に6ページ第29条の2、子の看護休暇の取得について、これまで「日を単位として」の後に「ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる」としていたものを「日又は時間を単位として」とします。内容につきましては変わりございません。

次に第29条の3、短期の介護休暇について、日常生活を営むことに支障がある者を要介護者に改めます。また取得について、先ほどの「子の看護休暇」と同様に「日又は時間を単位として」とします。

次に7ページ第30条、介護休暇について、第1項は要介護者の範囲をこれまで国の基準に合わせるために規定しておりましたが、東京都の基準に合わせるため削除します。また、これまで連続する6月の期間内で取得できる制度であったものが、通算して6月の範囲内で最大3分割して取得できるようにします。その他法改正に伴い所要の改正を行います。

次に11ページ第30条の3として、介護時間制度を新設します。介護時間とは、職員が要介護者の介護をするため連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度です。勤務しなかった時間については無給となります。

次に12ページの第31条、期間計算について、介護時間の取得可能な連続する3年の期間には週休日等を含むことから所要の改正を行います。

第32条の2、再任用職員等に関する特別休暇等の特例について、新設した介護時間も含まれることから所要の改正を行います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明についてご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 1点よろしいでしょうか。微に入り細に渡るご説明ありがとうございます。今の時代の趨勢と申しましょく、特に育児に養子縁組という部分が加味され、児童福祉法等もございませぬ。また介護という部分で介護の時間の設定、あわせて所要の改正がございませぬので、時代の趨勢として、ご提案の主旨でよろしいかと思ひませぬ。ご説明ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それではお諮りいたしませぬ。議案第16号について、原案のとおり可決することにございませぬ異議はございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決といたしませぬ。

議案第17号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてお諮りいたしませぬ。

指導室長。

○指導室長 それでは議案第17号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」でございませぬ。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴ひませぬ、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正するものでございませぬ。資料を1枚おめくりいただきませぬして新旧対照表に沿ってご説明させたいだきませぬ。

まず第4条、支給割合について、幼稚園教育職員の給料に関する条例の改正により昨年12月に改正を行つた年間0.1月分の加算分を6月に0.05月分、12月に0.05月分に振り分け6月と12月を均等に割り振り支給するものでございませぬ。年間の総支給月数については変更ございませぬ。

次に第5条、欠勤等日数について2ページをごらんください。1項の6号について、勤勉手当の支給期間における欠勤等日数の算定に当たり育児休業の承認に係る期間が1月以下である場合は当該を欠勤等の期間から除くようにいたしませぬ。さらに5項以降において幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等の条例の改正により新設した介護時間制度について、勤勉手当の欠勤等日数に加えませぬ。また介護時間及び部分休業については7時間45分を1日として換算した日及び1日未満の端数の時間を合計した日及び時間が30日を超えなぬ場合は欠勤等日数として算定しなぬことといたしませぬ。

ご説明は以上でございませぬ。ご審議のほどお願いいたしませぬ。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問はございませぬか。

それではお諮りいたしませぬ。議案第17号について、原案のとおり可決することにございませぬ異議はございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決といたしませぬ。

引き続きまして議案第 18 号「葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則について」お諮りいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは第 18 号「葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。本規程の改正内容につきましては大きく 2 点ございます。

1 点目は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、介護時間の制度ができたことに伴い、区立学校の職員の介護時間の承認に関する権限を教育委員会から教育長に委任するため改正を行うものでございます。

第 2 条第 1 項第 1 号の改正につきましては、東京都条例に基づき介護の時間が承認される区立学校の都費負担職員について、同項第 2 号の改正につきましては、葛飾区条例に基づき承認される幼稚園の教育職員について、それぞれ権限の委任について定めるものでございます。

もう 1 点は、教育公務員特例法の改正に伴い 10 年経験者研修の取り扱いが、中堅教諭等資質向上研修に見直されたことなどから、第 2 条第 1 項第 15 号及び第 17 号について所要の改正を行うものでございます。

葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則につきまして説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問はございますか。

それではお諮りいたします。議案第 18 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 19 号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 議案第 19 号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」ご説明させていただきます。本規程の改正内容については大きく 2 点ございます。1 点目は、男女雇用機会均等法が改正され妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とした不利益取り扱いの禁止及び就業環境を害する行為の防止措置義務が事業主の禁止義務の対象として規定されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。具体的にはセクシャルハラスメントの禁止を規定する第 10 条の次に妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントの禁止の規定を挿入し、職員のハラスメントの禁止について規定するものです。もう 1 点は、東京都立学校職員服務取り扱い規程が改正され口頭による事務引継の対象から校長及び副校長が除かれたことに伴い葛飾区立学校の校長、副校長及び園長の事務引継に関して同様の改正を行うため、事務引継を規定する第 18 条に

ついて改正を行うものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。

それではお諮りいたします。議案第 19 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 19 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 20 号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは議案第 20 号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」ご説明させていただきます。本規程の改正につきましても、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、介護時間の制度ができたことにより介護時間取得時の出勤簿の運用について定めるものでございます。具体的には出勤簿の表示について定める別表において、現行の介護休暇の下に介護時間の項目を挿入し、その表示方法を定めるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。

それではお諮りいたします。議案第 20 号について、原案のとおり可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 20 号は原案のとおり可決といたします。

続きまして議案第 21 号「葛飾区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」について説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは議案第 21 号「葛飾区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」についてでございます。提案理由でございますが、総合教育センターの改修に伴い施設の一部を廃止するほか所要の改正を行うものです。

まず第 2 条の改正ですけれども、総合教育センターの改修に伴いビデオライブラリー室、教育ソフトライブラリー室及びコンピュータールームを廃止するため、該当する規定を削除するものです。

次に第 3 条の改正です。センターの開館時間については現状の施設管理の時間にあわせ原則午後 5 時までとし、第 1 項ただし書きの規定を削除いたします。また同条第 2 項第 2 号の土曜

日のチャレンジ教室開講日ですが、チャレンジ教室の事業が平成 27 年度から廃止されているため休館日の例外規定を削除いたします。

第 3 項の改正ですが開館時間や休館日の臨時の変更等について規定を整理します。

こちらの施行予定日は平成 29 年 4 月 1 日の予定でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明についてご質問はございますか。

それではお諮りいたします。議案第 21 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 21 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 22 号「葛飾区立総合教育センター処務規程の一部改正について」説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは議案第 22 号「葛飾区立総合教育センター処務規程の一部改正について」ご説明させていただきます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護時間の文言を加えるほか、平成 28 年 4 月 1 日付で学校教育支援担当係を規定したことに伴い関連する規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。まず、第 2 条及び第 3 条の改正です。係のほかに担当係を加えました。また第 3 条ですが、担当係が担任する事務として担任事務の文言を加えました。

次に第 4 条の改正です。第 1 項の職員に担当係長を加えました。

第 5 条の改正です。担当係の担任事務の処理を行うものとして担当係長を規定しました。

次に第 6 条の改正です。第 1 号の改正は開館時間の臨時の変更等について総合教育センター条例施行規則の文言にあわせることとしました。第 2 号の改正は介護時間の文言を加えたものです。

そして第 7 条の改正ですが、事案の代決者を「主管の係長又は担当係長」に改めました。

こちら施行日は平成 29 年 4 月 1 日でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 22 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 22 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 23 号「教育委員会の事務局職員管理職員の人事異動について」説明を

お願いします。

庶務課長。

○**庶務課長** 議案第 23 号「教育委員会事務局職員管理職員の人事異動について」でございます。提案理由でございます。教育委員会事務局管理職員の人事異動を行う必要があるため本案を提出するものでございます。別添のとおり教育委員会事務局職員管理職員の人事異動の発令をいたします。

ページをおめくりください。人事発令 4 月 1 日付でございます。まず駒井地域振興部長が教育次長に転入いたします。続きまして統括課長級でございますけれども、鈴木学務課長が統括課長に昇任でございます。続きまして課長級の人事異動でございます。忠地域振興部の文化国際課長が教育委員会事務局の学校施設整備担当課長に、柿澤学務課学事係長が学校教育支援担当課長に昇任でございます。

続きまして教育委員会からの転出者でございます。坂井教育次長が福祉部長に、長南学校施設整備担当課長が子育て支援部保育課長にそれぞれ転出でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について何かご質問ございますか。

それではお諮りいたします。議案第 23 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 23 号は原案のとおり可決といたします。

議案第 24 号「葛飾区指定史跡『飯塚の富士塚』の文化財の指定及び登録の解除について」説明をお願いします。

生涯学習課長

○**生涯学習課長** それでは 議案第 24 号「葛飾区指定史跡『飯塚の富士塚』の文化財の指定及び登録の解除について」ご説明させていただきます。提案理由でございます。葛飾区指定史跡「飯塚の富士塚」につきましては、葛飾区文化財保護条例第 13 条第 2 項により準用します第 5 条第 1 項に基づく文化財の指定及び、同条例第 5 条第 1 項に基づく文化財の登録を解除する必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容でございます。葛飾区指定史跡「飯塚の富士塚」の文化財の指定及び登録について次のとおり解除するというので、文化財の指定及び登録解除日を平成 29 年 4 月 1 日としております。

3 枚めくっていただいて参考 2 のところでございます。これまでのご説明、ご報告させていただきましたけれども、先月 2 月 20 日の教育委員会で文化財の指定解除につきまして文化財保護審議会へ諮問することで議決をさせていただきました。そのときの資料を添えてござい

ます。

2の諮問理由の最後の段落です。平成28年7月11日付の葛飾区文化財保護審議会の答申時と同じ状況が継続しており、区指定史跡「飯塚の富士塚」は既に滅失したと考えられることから、当該文化財の指定解除について諮問いたします。ということで諮問をさせていただきました。

それに対しまして2枚お戻りいただいて、頭から2枚目の別添でございます。3月9日付で文化財保護審議会の答申は出されております。1枚目の最後の2行でございます。「しかし、申請者は、申請内容及び指導に反して富士塚中央部の大部分を破壊した上、平成27年3月からの工事中断に伴い」、裏面めくっていただいて、「放置しています。この間の教育委員会からの四度にわたる現状変更工事に係る報告要請に対しても、『工事再開時期・完了時期は未定で、工事再開後の工事内容については回答できない』との回答がなされ、現に文化財としての認識しうるものが存在しないことが常態化しています。したがって、仮に将来、工事が再開・完了しても、文化財としての基本的な価値である真正性及び完全性の継承を認めることは、不可能になりました。本審議会は、既に平成28年7月11日付けで教育委員会に対して答申したとおり」、ちょっと飛びますけれども、文化財として「継承されてきた富士塚は滅失したと判断していますが、今般滅失していることを改めて確認したところです。このことは、」、「区指定文化財が区指定文化財としての価値を失った場合その他特別の事由がある場合に該当します。したがって文化財の指定を解除することが妥当であると答申します」ということで、答申をいただいております。

別添に写真を添えてございます。ごらんいただければと思います。「飯塚の富士塚比較資料」というタイトルがついてございますけれども。一目かと思えます。1枚目のところは25年の8月、もともと木がうっそうと茂っておりまして、それを伐採した後の状況でございます。それが29年2月24日、下段ですけれども、文化財保護審議会が開かれて文化財の審議委員の人たちと現地を見にいったときの写真でございます。全く異質のものがあるやに見受けられます。

2枚目は、24年4月は木が生い茂っている状態のときに撮ったものでございます。真ん中の25年8月はやはり伐採後に調査をしたもの、それから一番下は2月の時点の状況。

3枚目をごらんいただきますと同じような形で、ちょっと違う角度からの写真になっていまして、同じようなタイミングで撮ったものでございます。明らかにこんなに高い山があったのかというようなものが、今は見る影もないような状況になっている状況でございます。

本編にお戻りいただきまして、教育委員会で議決を受けまして、2枚めくっていただいて3枚目の参考1にございますように、文化財の指定及び登録の解除をしましたら、相手方に対しまして参考1のような形で本日3月31日付で所有者の代理人弁護士宛に、文化財保護条例に基づいて通知をしたいと考えています。それにあわせてまして告示をもって効力を発揮するという

ことですので、平成 29 年 4 月 1 日に告示をしたいと考えております。

もともと指定の解除ということでお話をしてきましたけれども、今回指定及び登録解除になっているところがございますが、そもそもこの文化財が指定されたときに、いわゆる文化財保護条例が旧条例であったということで登録の制度がなかったという時代でございました。昭和 61 年の現行の文化財保護条例に改正されたときに、まず登録をして登録したものの中から指定するというところで 2 段階の形になりました。その時の経過措置の中で従前の規定に基づき指定されたものは登録されたものとみなす、指定されたものとみなすと規定がありましたので、そもそも文化財としての物がすでにはないのですから登録も指定もないだろうということで、念には念を入れて指定及び登録の解除ということにさせていただいたものでございます。

5 枚目以降の参考 3 から参考 6 までは、昨年の 9 月に文化財としての価値を文化財保護審議会に諮問した以降の主な資料をご参考として添付してございます。

今後でございますけれども、先ほど 3 枚目の参考 1 の裏面の「4. 教示」のところがございますように、相手方はこちらの通知を受けまして審査請求なり処分の取り消しの訴えを起こしてくる可能性があるかと思っておりますので、今後の動向については注視していきたいと思っております。

甚だ残念ではございますけれども、この現状を見ますと文化財としての指定・登録を継続することは困難であると言わざるを得ない状況でございますので、やむを得ず解除が妥当ということで進めたいと思っております。なお、この件につきましては、議決を得ましたら、そうそうあるケースではないので初日に行われる文教委員会にも処分報告したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問はございますか。

塚本委員。

○塚本委員 まず当教育委員会では、この飯塚に関しましての経過の説明をいただき、なお 2 月にはそういった報告書を出させていただきました。今、生涯学習課長から今後 4 月 1 日付で告示をするということで、今後の対応方、何らかのアクションが想定されますけれども、添付書類を一目してわかりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○教育長 ご意見ですね。そのほかご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 24 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 24 号は原案のとおり可決といたします。

それでは報告事項等に入ります。報告事項等の1「平成29年度葛飾区各会計予算の審査について」説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 報告事項等の1「平成29年度葛飾区各会計予算の審査について」第4分科会でございます。それでは資料1枚おめくりいただきまして、第4分科会各会派の意見をごらんください。

まず自由民主党議員団でございます。中学校の特別支援教室は、モデル事業でよく検討し、平成30年度の全校導入に万全の準備をするよう要望するという意見と、学校図書充実のため、指導室に専門の部署や専任の担当者の配置を求めるということでございます。また1行あけまして4行目の後半でございます。放課後子ども総合プランを進めるにあたり、健常児も障害のある子どもたちも、全ての子が等しく放課後を過ごせるような視点で、放課後事業の充実に取り組むことを強く要望するとの意見をいただきました。また通学路の防犯カメラにつきましては、プライバシー保護等の観点から適切に運用・管理を行うよう求めるというご意見もいただいたところでございます。

続きまして葛飾区議会公明党でございます。学校施設長寿命化計画の策定に当たっては、本区の公共施設等経営基本方針と連動を図り、よりよい教育環境の確保を求める。グローバル人材育成事業では、海外派遣等においてテレビ会議システム等の実現を望む。また区が独自に開発した地域英語教材の積極的な活用を求めるというご意見をいただきました。続きまして教員研修では若手教師塾を受講された教員が学校現場で成果が発揮されるような仕組みを構築することを要望するというご意見です。1行あけまして7行目でございます。本田中学校の一部改築・改修では学校関係者、近隣の方々のご理解をいただく努力を惜しまず、安全安心の事業の推進を求めるといったご意見をいただいたところでございます。

続きまして日本共産党葛飾区議会議員団でございます。私立高校・大学等入学金融資の利率を下げ、区独自の給付型奨学金制度を実現すべきである。就学援助費の入学準備金は、準要保護世帯も要保護世帯と同じく引き上げるべきで、修学旅行費とともに支給時期を前倒しすべきであるというご意見をいただきました。1行あけまして4行目でございます。学校給食の民間委託は拡大していることは認められない。6行目でございます。旧水元小学校の教育資料館を閉館したが、その後博物館の展示としたが極めて不十分である。区の大切な文化財としての旧水元小学校の保存のための抜本的な対策、有効活用策が必要であるとご意見をいただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、葛飾区議会民進党議員団でございます。中学生海外派遣経費は夢のある事業と評価するが、事後報告等を他生徒にも周知徹底するよう望む。それから次の行、家庭教育支援事業経費「早寝・早起き、朝ごはん」カレンダー作成においては家庭と

学校と子どもが常に共有できる連絡帳形式にする等の活用を求めるといような意見をいただきました。続きまして6行目でございます。タカラトミー連携事業経費は相互に有益な関係が構築されるよう今後の連携強化を求む。不登校対策プロジェクトは教育機会確保法に基づき組織的な対応を求む。9行目でございます。学校図書館支援費はICT活用を踏まえた対応とモデル校での研究を求めるとい意見をいただいたところでございます。

続きまして政策葛飾でございます。小中学校の改築、改修工事を計画的に進めている。区立幼稚園の園児が3園とも減少しているが、至急に方策を定め区議会へ提案するべきである。3行目でございます。いじめ、不登校、学力不振等の指導を徹底されたい。部活動の各種問題が指摘されているが今後顧問、外部指導員の指導方法の指針を配慮すべきである。学校給食食材納入者の一部、東京都学校給食会がほぼ独占している古い体質を早急に改善すべきであるとい意見をいただきました。

続きまして無所属でございます。4行目の後半をごらんください。子どもたちの学力を見る検定ではなく、全員合格が目的の検定になってしまった。チャレンジ検定は抜本的に見直す必要がある。次に9行目でございます。ICT機器の活用に関して、タブレットは当初から学校外に持ち出せ自由に利用できるように仕様とルールを考えるべきとのご意見でございます。

続きまして無所属でございます。防犯カメラの設置については高く評価する。学校給食については、納入食材が適正価格かどうかしっかりチェックし、また食中毒事件が発生したが、本区においても衛生面、安全面の徹底を図られたいといご意見でございます。次に食材供給については本区の給食食材購入に関してはクローズドな面があるため、今後は公平性を担保し、他の事業者にも門戸を開く仕組みをつくるべきである。また、私費会計で運用されているが適正化・公会計化に取り組んでもらいたいとい意見をいただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。

それでは報告事項等1を終了いたします。

引き続きまして報告事項等2「『第3回かつしかふれあいRUNフェスタ 2017』の実施結果について」ご説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等2「第3回かつしかふれあいRUNフェスタ 2017」の実施結果につきましてご説明をさせていただきます。実施日時、会場につきましては記載のとおり平成29年3月12日曜日、堀切水辺公園で開催いたしました。第3回目にして初めて天候にも恵まれ、絶好のマラソン日和となりました。次に出走者数及び完走者数につきましては5,778人の方々が出走し5,740の方が完走をいたしました。各種目の内訳につきましては裏面に記載させていただいております。

5の救急搬送・迷子につきましては、チャレンジ10キロに参加されました車いすの方が車いすから転げ落ち、右ひじを強打して骨折と搬送先の新葛飾病院で診断され、3カ月安静にしていることで自然治癒するとの診断を受けてございます。また迷子につきましては1件ございましたが、総合案内に保護者からの申し出があり、すぐに保護者のもとへ引き渡しをしてございます。

6のその他といたしまして、当日同時開催いたしました東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーにつきましてはTOKIOの松岡昌弘さんがスペシャルアンバサダーとして、またアテネオリンピック女子競泳金メダリストの柴田亜衣さんがアンバサダーとして参加いただき、来場者数約2,000名でございました。

また東京都主催で開催されました「NO LIMITS CHALLENGE」では葛飾区職員で北京パラリンピックボッチャ競技日本代表の海沼理沙さんがゲストとして参加し、こちらは来場者数が約400人でございました。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問はございますか。

大里委員。

○大里委員 感想なのですが、参加者の内訳を見ますと80代の方までいらっしゃるということですね。私、ファミリーランのスタートを見ていたのですが、ファミリーランの参加者もかなり多くいらして、小さいお子さんを連れた家族の方が非常に多かったと思いました。皆さんがスポーツに家族で楽しむ、親しむということが実践されているのだなと思いました。当日は天候にも恵まれていましたし、東京2020オリンピックパラリンピックのフラッグツアーの歓迎セレモニーも行われまして、そちらにもたくさんの人が参加していましたので大変よかったですと思いました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。それでは報告事項等2を終わります。

報告事項等3「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について（平成28年度報告書）」についてご説明をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 報告事項等3「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について」ご報告させていただきます。「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について（平成28年度報告書）」をごらんください。表紙を1枚おめくりいただき1ページでございます。アンケートの目的でございますが、葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】に掲げた目標の着実な推進に向け、アンケートを実施することで取組状況や成果を明らかにするものでございます。

実施場所でございます。葛飾区立全図書館と図書館ホームページで実施させていただきます。

た。実施期間といたしましては、平成 28 年 10 月 28 日から 11 月 10 日でございます。

実施方法でございますが、紙でのアンケートとインターネットでのアンケートとなっております。アンケート対象者でございますが、中学生以上の方となっております。

アンケートの回収状況でございますが、紙でのアンケートの回収が 1,618 件、インターネットでのアンケートは 567 件、計 2,185 件でございます。昨年度、平成 27 年度は 2,620 件となっております。435 件少なくなっております。インターネットの回答が約 400 件ほど減っており、こちらが減少の原因かと思っております。

1 枚おめくりください。3 ページからになります。調査結果でございます。3 ページの「1 年代」から 5 ページの「6 利用登録」まででございますが、こちらにつきましては平成 27 年度と比べまして各項目のパーセンテージの比率の変化はほとんどございませんでした。

1 枚おめくりいただきたいと思えます。6 ページでございます。「7 主な利用館」でございますが、こちらは平成 28 年度からこすげ地区図書館がオープンしたことに伴いまして、こすげ地区図書館が一つふえてございます。こすげ地区図書館に関しまして 4.0%の利用館ということで、他の図書館に比べて少し高目になっているかと思っております。

次の「8 来館目的」でございます。こちらは平成 27 年度とほぼ同じでございます。

続きまして 7 ページでございます。葛飾区立図書館のサービスについてでございます。こちらにつきましても昨年度と大きな変化はございませんでした。

1 枚おめくりいただきまして 8 ページでございます。電子書籍についてでございますが、こちらにつきましても昨年度と大きな変化はございませんでした。

2 枚おめくりいただきまして 10 ページからになります。こちらからはアンケートの自由意見でございます。11 ページから「資料について」など昨年度と同様に八つの項目に分けさせていただいております。

まず 11 ページの「資料について」でございますが、こちら大まかなところで図書につきまして昨年と引き続き蔵書の充実について多くのご意見をいただきました。大活字本をふやしていただきたいとか、もっと文庫をふやしてほしいというような意見がございました。

1 枚おめくりいただきまして 12 ページでございます。12 ページの「評価する」でございますが、こちらのほうは施設の面では個人閲覧席が落ちついて読書できる、また運営面では夜遅くまで開館していることや年末年始開館についての評価をいただいております。

次に「サービス」でございますが、開館時間、開館日につきまして開館時間を早くしてほしい、児童室の開館時間を延長してほしいなどのご意見をいただいております。

13 ページの「施設について」でございます。こちらは個人閲覧席をふやしてほしいなど閲覧席の増加に対するご意見をいただいております。

14 ページの「職員について」でございます。こちらは対応が悪いという接遇へのご意見をい

ただいております。その下の「苦情」でございますが、こちらは利用される方のマナーが悪いなどのご意見をいただいております。

次に15ページ、「システム」についてでございます。こちらにつきましては蔵書の検索が使いづらいことについてや電子図書導入の是非についてのご意見をいただいております。

最後に16ページの「その他」でございますが、こちらは新宿図書センターにつきまして、建てかえしても残してほしいなど休館など惜しむご意見をいただいております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 質問ではなくて感想になろうかと思うのですが、貴重なアンケートをありがとうございました。1点ちょっと気になったのはアンケートの回収状況が総体的に対前年より435件減であったということ。そうするとそれぞれのパーセンテージでどのぐらいを想定した数値との乖離があったのかどうかだけ伺いたいのと、後段は感想なのですが、7ページで図書館のサービスについて伺いますというところで、項目によっては普通という部分を中央と考えますと、右に振れて、利用なしは論外なのですが、不満、やや不満、普通、やや満足、満足ということになろうと思うのですが、総体的にはよい評価を得ているのですが、その根底にはアンケートをお答えになった方は、基本的には図書館を利用されるサポーターの方なのですね。ですから逆に厳しい、職員の接遇が悪いとか、図書が汚れているとか、そこはいい意味で、単なる辛辣なご意見をいただいたのは、むしろよくしてほしいのだ、もっと利用率を高めたいのだという気持ちかと思っておりますので、それを斟酌して今後をお願いしていきたいと思っております。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 昨年と比べまして、パーセンテージで言いますと全体的に83.4%となっております。先ほど申しましたようにインターネットの回収率が昨年は963件ございまして、ことしは567件ということで396件の減となっております。中央図書館、地域図書館、地区図書館あわせましても紙の回収は、全体としてはほぼ昨年どおりなのかなということで、インターネットにつきましては少し残念な結果だったと思っております。アンケートの回収につきましては、私どもとしましてはできれば前年以上のものと考えておったものですが、83.4%ということで残念な結果になってございます。来年以降は回収をふやせるような方策をとっていきたくて考えてございます。よろしくお願ひします。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 このアンケートを見ましたら、真ん中の普通から満足にかけて合計すると、評価を得ているのかなと思っております。いろいろ具体的な要望も出ていました。

来年に向けてアンケートの回収をふやしたいということですが、アンケートにある要

望で対応できるものは対応して、アンケートをやった結果、こうなりましたよということを来館した人がわかるようにすればよいと思うのです。アンケートに要望を書いたら、こうやって対応してくれるのだとなれば、来年またアンケートに参加しようかとなると思うのです。アンケートを答えたら効果があったと区民が思えるような形にしてあげると、アンケートに参加する区民がふえてくるのではないかと思うので、次のアンケートにつなげていけるようなものにしてもらえたらいいかなと思います。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 昨年度のアンケートの中には、例えば読書履歴を残させてほしいというご意見があったのですが、今年度ホームページを改修させていただいてお応えしたり、返却ポストをふやしてほしいという昨年度のアンケートがございまして、そちらのほうにつきましては少し設置させていただいたり、というような結果を出させていただいております。そのような形で何かフィードバックできるようなことを考えていきたいと思っております。

○教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

○天宮委員 おおむね好評価いただいているような反面、さらにもっとよくしてほしいという要望もふえてくるのでしょうけれども、その中に要望というか苦情の中に基本的に利用者のモラルの向上のアピールをしてほしいというのがあります。例えばその中でホームレスの人が入っていることがあります、入館の拒否はできないのですか。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 拒否はなかなか難しい問題でございまして、周りにご迷惑をかけるということであればお声がけをしまして、退室という形をとらせていただいております。

○天宮委員 それしかないですね。ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。大里委員。

○大里委員 今までいろいろな意見が出ているのですけれども、アンケートに回答してくださっている方々は強い要望のある方が多いと思うので、改善できるところは改善を目指していただいて、特に要望の多いもの、前回のアンケートでも出ていて変わっていないと指摘されているところは特に改善を目指していただきたいと思いました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。それでは報告事項等3を終了いたします。

ここで各委員からご意見、ご質問、ございましたらお願いします。特にありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 先ほど人事異動ということで上程いただきました議案ですが、異動なされた方々にお礼を申し上げたいと。いろいろありがとうございました。御礼だけです。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは「その他」の事項は、一括して庶務課長から説明をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 申しわけございません。前回の定例会におきまして、図書返却ポストの設置につきましてご報告させていただいたのですが、その際に書類に間違いがございまして、今回差しかえをさせていただきたいと机上に配付させていただいてございます。別紙ということでごらんいただければと思います。今回そのほかに追加で少しご説明させていただければと思います。別紙のほうなのですが、高さのほうが前回 1905 ということでご報告させていただいたのですが、本件の高さは 1605、160 センチというところでございます。それに加えまして返却口の大きさが縦 7 センチ、横が 40 センチ、返却口までの高さが 120 センチ。120 センチといいますと小学校 1 年生の方の身長ぐらいになるのかなと思います。

こちら図書返却ポストにつきましては 3 月 24 日から運用開始させていただきまして、新柴又駅と青砥駅に設置させていただいてございます。新柴又駅と青砥駅の返却ポストの利用状況でございますが 3 月 24 日から 5 日間、24、25、26、27、28、この 5 日間につきましては、新柴又駅ですと平均で 25 冊、青砥駅でございますと平均で 42 冊の投函がございました。新柴又駅ですと鎌倉図書館が近うございまして、鎌倉図書館ですとこの間大体平均で 88 冊の投函がございまして、青砥駅のほうは立石図書館と青戸図書館が近うございまして、こちらは立石図書館ですと平均で約 40 冊ぐらい、青戸ですと平均で 56 冊の投函がございまして、出だしとしましてはかなりいいのかなと思います。以前新小岩の東北広場に設置させていただいたときは、5 日間の平均が 15 冊程度でございました。堀切地区センターに昨年 7 月から設置させていただいた際には、5 日間の平均は 9 冊程度ということで、かなり新柴又駅と青砥駅につきましては多いかなと感想を持ってございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 何かご質問ございますか。

大里委員。

○大里委員 私、新小岩の東北広場の返却ポストを見に行きました。確かに返却口が思ったより低いなと思いました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、「その他」の事項を一括してお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 「その他」は本日 3 件でございます。まず 1 の資料配付でございます。(1) 4 月の行事予定表、こちら A 4 一枚表裏をお配りしてございます。続きまして(2) 平成 29 年度「葛飾区青少年健全育成基本方針」A 4、12 ページの冊子をお配りしているところでございます。

続きまして(3)「東京の地域教育No.127」で、「情報化が進む時代の家庭教育に求められるもの」が特集されている内容でございます。

続きまして2の出席依頼。本日14件ございます。まず5月8日1時の園・学校経営プレゼンテーションでございます。齋藤委員と大里委員に。続きまして9日1時からの園・学校経営プレゼンテーションは、齋藤委員と天宮委員に。11日9時からの園・学校経営プレゼンテーションは、日高教育長職務代理者と塚本委員に。5月12日1時からの園・学校経営プレゼンテーションは、日高教育長職務代理者と塚本委員に。13日午後2時から的小・中学校科学教室開室式に日高教育長職務代理者に。5月15日午前9時からの園・学校経営プレゼンテーションは、天宮委員と大里委員に。6月8日9時20分からの狂言教室を日高教育長職務代理者に。6月8日2時からの狂言教室を塚本委員に。続きまして6月15日10時半からの小学校音楽鑑賞教室を齋藤委員に。6月15日2時からの小学校音楽鑑賞教室を塚本委員に。6月16日10時半からの小学校音楽鑑賞教室を大里委員に。16日金曜日の2時からの小学校音楽鑑賞教室を天宮委員に。6月16日午前9時半からの中学校特別支援学級連合体育祭を齋藤委員に。6月17日9時半からの小学校特別支援学級連合運動会を大里委員にご出席をお願いいたします。

続きまして3の次回以降の教育委員会予定は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これを持ちまして平成29年第3回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻12時 5分